

富山県事業承継ネットワーク運営規約

(目 的)

第1条 本ネットワークは、中小企業の円滑な事業承継の実現支援に向けたプラットフォームを構築し、事業承継診断等の実施により、事業者には事業承継の早期着手の重要性に関する気づきを提供し、地域をあげた組織的な支援を通じ地域経済の維持発展、活性化に貢献する。

(名 称)

第2条 本ネットワークの名称は、「富山県事業承継ネットワーク」とする。

(事務局)

第3条 本ネットワークの事務局は公益財団法人富山県新世紀産業機構内に置き、調査結果の取りまとめや会議の招集に必要な事務を行う。

(構成員)

第4条 本ネットワークは、富山県内に拠点を持ち、事業承継等の中小企業支援を行う国・地方公共団体・支援機関・金融機関・士業団体等で構成する。

(会 議)

第5条 本ネットワークに全体会議を設置する。全体会議はすべての構成員を出席対象とし、情報提供や意見交換等を行う。

(秘密保持)

第6条 本ネットワークにおける秘密情報とは、事務局及び構成員から提供を受けた支援対象事業者にかかる書面、電磁媒体、電子媒体及び口頭による情報並びにそれらをもとに作成及び複製した物品及び資料のうち、以下のものを対象とする。

- ① 支援対象事業者の氏名又は名称及び組織にかかる情報
- ② 支援対象事業者の技術上又は営業上の情報
- ③ 支援対象事業者が事業引継ぎを希望している事実及びこれについて検討した内容
- ④ その他支援対象事業者の事業運営上、公開が予定されていない情報

ただし、提供された時点で既に公知であった情報、提供された後に事務局及び構成員の責に帰さない事由により公知となった情報、提供を受ける以前

から事務局または構成員が保有していた情報、適法かつ正当に第三者から開示があった情報、法令・証券取引所の規則、行政当局ないし裁判所により開示が認められた情報は、秘密情報にあたらぬものとする。

2. 本ネットワークの事務局および構成員は、本ネットワークを通じて知りえた秘密情報について、本ネットワークの目的のみに利用することとし、善管注意義務に基づき、厳重に秘密として保持し第三者に開示、漏洩しないこととする。

ただし、本ネットワークの支援を行う弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他の法的に秘密保持義務を負う専門家並びに本ネットワークに関わるアドバイザー、事業引継ぎ支援センター等（以下「関係者等」とする）に対しては、関係者等が本項と同様の秘密保持義務を遵守することに関し情報開示者が全責任を負うことを条件に、秘密情報を開示することがある。

（その他）

第7条 本ネットワークの運営に関し、重大な事項が生じたときは、その都度協議する。

（本規約の有効期間）

第8条 本規約は平成30年6月26日から適用されるものとし、有効期間は、富山県事業承継ネットワークが継続している期間と同一の期間とする。